

保護者様

インフルエンザ等に罹患した際の電話連絡内容について

1. 症状について

☎ 連絡していただく内容です。よろしくお願いします。

○ 年 組 児童名 _____

①症状が出たのは、 月 日 () 朝 ・ 昼 ・ 夕 ・ 夜 ・ 深夜

②主な症状 発熱 (°C)、鼻水、せき、のどの痛み、頭痛、腹痛

関節痛、筋肉の痛み、吐き気

その他 ()

③受診した医療機関名 _____

④インフルエンザの型は、 A B 不明 _____



2. 出席停止期間

インフルエンザの出席停止の期間は、

【発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで】です。

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザの症状（38℃以上の発熱等）が始まった日です。発症日が特定されたら、裏面の表に記入し、発症後の経過を辿って行ってください。

発症日： _____ / _____ () に発症されているので、3日目となる ☆ 日までに解熱していれば、6日目の ★ 日から登校可能になります。その日までは熱が下がり、元気になっていても登校はできませんので、自宅で静養なさっていただきますよう、よろしくお願い致します。

(3日目までに下がらなかった場合は、熱が下がった日によって出席停止期間が延長していきます。)

なお、インフルエンザ治療薬（商標名：タミフル・リレンザ等）を服用中は、登校できませんので、ご注意ください。

登校前には、受診した医療機関で出席停止証明書を記入してもらい、登校時に児童に持たせていただくのが原則ですが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大が危惧される中、証明書取得のために何度も病院に行ってくださいことを回避するため、出席停止証明書の学校への提出は不要とさせていただきます。

つきましては、お子様がインフルエンザ等感染症に罹患した疑いがある場合は、医師による診察を受けていただき、登校の目安等を医師にご確認の上、学校にお申し出いただきますようお願いいたします。どうぞお大事になさってください。

インフルエンザの出席停止について

インフルエンザに罹患した場合、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。インフルエンザの場合の出席停止基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校することができません。どんなに早く熱が下がっていたとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。熱が下がった日によって出席停止期間が延長していきます。(下表の【例4】【例5】参照)

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状(38度以上の発熱等)が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をして下さい。受診していない場合や、出席停止届が提出されない場合は、出席停止扱いになりませんが、今年度については、特例です。

処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従ってください。よろしくお願い致します。

インフルエンザ出席停止期間早見表

	発症日	発症後								
	0日目 /	1日目 /	2日目 /	☆3日目 /	4日目 /	5日目 /	★6日目 /	7日目	8日目	
【例1】 発症後 1日目に 解熱した場合 (最低基準)	 発熱	 解熱	 解熱後1日目	 解熱後2日目	 発症後1日目	 発症後2日目	 登校可能			
		出席停止								
【例2】 発症後 2日目に 解熱した場合	 発熱	 発熱	 解熱	 解熱後1日目	 解熱後2日目	 発症後1日目	 登校可能			
		出席停止								
【例3】 発症後 3日目に 解熱した場合	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	 解熱後1日目	 解熱後2日目	 登校可能			
		出席停止								
【例4】 発症後 4日目に 解熱した場合	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	 解熱後1日目	 解熱後2日目	 登校可能		
		出席停止								
【例5】 発症後 5日目に 解熱した場合	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 発熱	 解熱	 解熱後1日目	 解熱後2日目	 登校可能	
		出席停止								

どうぞお大事になさってください。